

(様式 2)  
処分基準 (不利益処分関係)

		担当課	林業政策課	検索番号	1-6
法令名	森林組合法	根拠条項	115-1		
不利益処分	組合の決議又は選挙若しくは当選の取消し				
<p>森林組合法 (昭和 53 年 5 月 1 日 法律第 36 号) (根拠規定) 第 115 条第 1 項 組合員 (准組合員を除く。) (中略) が総組合員の 10 分の 1 以上の同意を得て、総会の招集手続き、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁はその違反の事実があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。</p> <p>(処分基準) 森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について (平成 29 年 4 月 10 日付け 29 林第 13 号農林水産部長通知) 2 不利益処分 (処分の基準) (6) 法第 115 条第 1 項の規定による総会の議決等の取消しに係る処分の基準は、同項の規定のとおりとする。</p> <p>(その他)</p>					